

愛知県道路交通法施行細則
一部改正質疑応答集

愛知県警察本部交通部

1 自転車乗用中の携帯電話等使用禁止に関するもの

Q 1 どのような趣旨で改正をするのですか。

答 自動車又は原動機付自転車（以下「自動車等」といいます。）を運転する場合は、道路交通法（以下「法」といいます。）第71条第5号の5の規定により、携帯電話等の使用が禁止されていますが、自転車に関しては、法では規定されていません。

自転車運転中の携帯電話等の使用については、これまで交通安全教室や街頭活動を通じて広報や指導に努めてきましたが、自転車利用者の交通ルール・マナー違反を指摘する声が増え、交通事故の原因にもなることから、罰則のある愛知県道路交通法施行細則で禁止することとしたものです。

※ 自動車等を運転する場合における携帯電話等使用禁止に係る法改正の経緯

○ 平成11年11月

自動車等を運転する場合における携帯電話等の使用を禁止
道路における交通の危険を生じさせた者に限って罰則を規定

○ 平成16年11月

道路における交通の危険を生じさせない場合においても携帯電話等の使用という行為を捉えて罰則を規定

Q 2 自転車運転者の携帯電話等の使用禁止違反には、どのような行為が対象となりますか。

答 自転車を運転しながら（停止中を除く）

① 携帯電話用装置を手で保持して通話する

又は、

② 画像表示用装置に表示された画像を注視する

ことが対象となります。

また、通話のための使用とは、音声による情報伝達を目的として使用する行為であり、具体的にはこうした目的で、通話ボタン、番号ボタン等を押すなどの操作を行うことや、送受信機能を用いることを含みます。

Q 3 携帯電話用装置とは、何をいいますか。

答 携帯電話用装置とは携帯電話及びPHSのことをいいます。

Q 4 手で保持してとは、どういう状態ですか。

答 携帯電話等の本体を手を持った状態です。よって、いわゆるハンズフリー装置を併用して手に持つことなく使用できる場合は、本件違反となりません。

Q 5 画像表示用装置とは、何をいいますか。

答 道路交通法第71条第5の5号の「画像表示用装置」と同意義であり、液晶等により画像を表示するための装置のことをいい、携帯電話、携帯音楽プレーヤー、携帯型ゲーム機のディスプレイ表示等です。

Q 6 注視とは、どういう行為ですか。

答 画像表示用装置に表示された画像を見続ける行為をいいます。

Q 7 片手運転でなくても携帯電話を使用していれば違反になりますか。

答 ハンズフリー装置により携帯電話を使用する行為は、手で保持しなくても通話ができるので違反とはなりません。

但し、ハンズフリー装置を使用しているも、メール操作等手に保持した状態で画像表示面を注視すれば違反となります。

Q 8 この違反について、これまでは何のように対応してきたのですか。

答 これまでは、平成20年5月に「交通の方法に関する教則」が一部改正され、自転車の正しい乗り方について

携帯電話の通話や操作をしたり、傘を差したり、物を担いだりすることによる片手での運転や、ヘッドホンの使用などによる周囲の音が十分聞こえないような状態での運転は、不安定になったり、周囲の交通の状況に対する注意が不十分になるのでやめましょう。

と規定されましたので、この規定に基づき、広報や指導等を行ってきました。

Q 9 罰則はありますか。

答 5万円以下の罰金となります。（法第120条第1項第9号）

Q10 行政処分点数はありますか。

答 行政処分点数は付されません。

2 大きな音量でカーラジオ等を聞き、又はイヤホン等を使用して音楽を聞く等、安全運転に必要な交通に関する音又は声が聞こえないような状態で車両等を運転する行為の禁止に関するもの

Q 1 どのような趣旨で改正をするのですか。

答 大きな音量でカーラジオ等を聞いたり、イヤホン等の使用により、安全な運転に必要な交通に関する音や声が聞こえない状態で車両等を運転することは危険であり、交通事故の原因となりかねませんので、当該行為を禁止するものです。

Q 2 大きな音量でカーラジオを聞いたり、イヤホンで音楽等を聞きながら、車両等を運転するだけで違反となりますか。

答 安全な運転に必要な音や声が聞こえないような状態で車両等を運転することを禁止するもので、設問の行為が直ちに違反となるものではありません。

Q 3 携帯電話のハンズフリー装置は違反となりますか。

答 ハンズフリー装置を使用すること自体は違反となりませんが、安全な運転に必要な音や声が聞こえないような音量でイヤホン等を使用して運転すれば違反となります。

Q 4 「大きな音量」とはどれくらいの音の大きさです。

答 個人の聴力や周囲の騒音等によって左右されることから音量を具体的に数値で規定していません。

Q 5 安全な運転に必要な音声とは何をいいますか。

答 緊急自動車のサイレンや自動車の警音器、警察官の指示する際の音又は声等をいいます。

Q 6 なぜ、今回自動車や原動機付自転車なども規制の対象としたのですか。

答 安全運転に必要な交通に関する音又は声が聞こえない状態で運転することが交通事故の原因となりうるのは、自転車に限らず自動車等にも該当するため、車両全体を規制の対象とするものです。

Q 7 罰則はありますか。

答 交通反則通告制度による反則金額は

- ・ 大型車 7, 0 0 0 円
- ・ 普通車 6, 0 0 0 円
- ・ 二輪車 6, 0 0 0 円
- ・ 原付車 5, 0 0 0 円

です。

自転車による違反は、非反則行為となり、5万円以下の罰金となります。（法第120条第1項第9号）

Q 8 行政処分点数はありますか。

答 行政処分点数は付されません。